

令和2年度 事業計画書

社会福祉法人北斗市社会福祉協議会

《基本理念》

ともに支え合う、やさしさとぬくもりのある福祉の地域づくり

■基本方針

今日の少子高齢社会の一層の進展と人口減少社会を背景に、地域のつながりの希薄化などによって、孤立死や引きこもりなどの社会的孤立が増え、地域住民の抱える課題は多様化、複雑化、深刻化しています。そうした中で、国では、地域に暮らす全ての人々がそれぞれに役割を持ちながらともに支え合い、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指し、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる地域づくりへの支援とともに、複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを進めています。

このような状況を踏まえ、本会では「地域づくり」をキーワードに、かつての「おたがいさま」などといった、地域の人びとが互いに支え合える相互扶助を復活させ、地域住民一人ひとりの暮らしが生きがいをもって安心して暮らせる地域を目指し、互いに支え合う地域力の強化を図り、強いては災害時にもその地域力が発揮できるよう、元気高齢者をはじめとする地域住民、関係団体、行政、関係機関及び社会福祉法人・福祉施設等とともに、北斗市社協の基本理念である「ともに支え合う、やさしさとぬくもりのある福祉の地域づくり」の実現に向けて取り組んでまいります。

また、「地域共生社会」の実現に向けて求められている多機関の協働による相談支援体制づくりのため、本会が北斗市から委託されている地域包括支援センターと生活困窮者自立支援事業による北斗市生活相談支援センターが中心となって、市内にある多職種の相談支援機関及び行政と連携強化を図り、総合相談支援体制づくりに取り組んでまいります。

【重点的取り組み】

(1) 地域づくりのための活動基盤の整備

地域住民が主体となって互いに支え合える地域づくりに取り組むことができるよう、地域の実情に応じて小学校区などを単位に、地域福祉推進のための組織づくりに取り組みます。

(2) 介護予防運動から始める地域づくり

住民同士が気楽に、無理なく集える「ふれあい・いきいきサロン」等による地域づくりの動機づけを図るため、ふまねっと運動によって誕生したボランティア団体「ほくねっと」とともに、誰もが楽しみながら行える「ふまねっと運動」や「レクリエーションボッチャ」などの介護予防運動の普及活動に取り組みます。

(3) ふれあい・いきいきサロン活動支援

サロン活動で住民自ら指導的役割を有することによって、指導する人にとってもいきがい・介護予防につながることから、地域住民が自発的に介護予防運動のための「通いの場」となるサロンを開設し、参加者が互いに支え合い、人と人の繋がりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大し、もって地域づくりに結びつくよう、ふれあい・いきいきサロンの普及活動に取り組みます。

(4) 相談支援体制の強化

地域共生社会の実現に向けた総合相談支援体制づくりを進めるため、本会が実施している地域包括支援センターと生活困窮者自立支援事業による生活相談支援センターの連携強化を図り、総合相談支援体制の基盤づくりに取り組みます。

(5) 訪問介護事業体制の強化

高齢者や障がい者、産前産後の家庭を対象に訪問介護等を行っている本会訪問介護事業所に ICT（情報通信技術）機器を導入し、介護業務の負担軽減と働きやすい環境を整備し、訪問介護員の人材確保と定着により介護サービスの質の向上を図ります。

(6) 職員育成の体制づくり

本会職員一人ひとりが社協に求められる役割を発揮できるよう、職員の資質向上と意識改革のための各種研修・講習等に積極的に参加させるほか、業務に必要とする資格取得希望者を支援し、人材の育成に取り組みます。

また、本会介護職員のキャリアアップ・スキルアップ等のための資格取得・研修参加等により、本会介護事業所における人材の育成に取り組みます。

■実施事業

基本目標 1 みんなで支え合い・助け合う地域づくり

(1) 小地域ネットワーク活動事業

町内会を単位として、ひとり暮らし高齢者や障がい者等の見守り活動と日常生活支援活動を推進し、活動費を助成します。

(2) サロン活動支援

① サロン活動支援事業

町内会やボランティア団体等が会館等を活用し、定期的・継続的に施設を開放しながら、各種の催しを計画し、高齢者等の閉じこもりを防いだり、呼びかけすることで、地域とのかかわりを深めるため実施する「サロン活動」を推進し、運営を支援します。

② ふれあい・いきいきサロン普及活動事業（市委託事業）

ふれあい・いきいきサロンを定期的を開催する団体で、介護予防運動に資する運動等を取り入れている団体に対し、活動費を助成します。

(3) 「介護予防運動から始める地域づくり」活動

① ふまねっと運動普及事業（市委託事業）

住民同士が気楽に、無理なく集える「ふれあい・いきいきサロン」や「ふまねっとサロン」等により、「地域住民が互いに助け合って暮らすことができる地域づくり」の動機づけとして、ふまねっと運動普及活動を継続実施します。

② ふまねっとサポーター・インストラクターの育成

地域住民が自主的にふまねっと運動を実施できるよう、ふまねっとサポーターを育成します。

また、ふまねっと運動が介護保険事業所等にも普及するよう、ふまねっとインストラクターを養成します。

③ ふまねっと本体等購入費助成事業

ふまねっと運動などの介護予防運動を定期的実施する団体に対し、ふまねっと本体のほか、本会が別に定める介護予防用具の購入費の一部を助成します。

④ 誰もが参加できる介護予防運動の普及

介護予防運動を通して地域のつながりや絆・交流を深めるため、男女区別なくレクリエーション感覚で楽しめる運動の普及を図るため、レクリエーションボッチャ市民交流大会を開催します。

(4) 高齢者による子育て支援活動の推進

放課後児童クラブを設置できない地域や子育て支援拠点施設のない地域等で、町内会館や空き家を活用し、地域高齢者が中心となって子育て支援が行えるよう、地域住民に働きかけ、企画立案・運営等を支援する事業の検討を進めます。

(5) 高齢者見守り活動等の充実

歳末たすけあい募金を活用し、次の高齢者見守り活動等を実施します。

《高齢者見守り活動事業》

①福祉五目ちらし配付事業

上磯地区の 70 歳以上のひとり暮らし高齢者の居宅を訪問し、民生委員児童委員の協力のもとで五目ちらしを配付し、安否確認を実施します。

②サンタクロース活動事業

大野地区の 70 歳以上のひとり暮らし高齢者の居宅を訪問し、大野農業高校の生徒がサンタクロースに扮して民生委員児童委員等とともに、同校生徒等が制作した作品を配付し、安否確認を実施します。

《歳末福祉見舞金の支給》

市民の善意である「歳末たすけあい募金」による歳末福祉見舞金を、ひとり暮らし高齢者やひとり親家庭の低所得世帯等に贈呈します。

(6) 福祉票事業

要援護者の緊急時の連絡先等を記載する福祉票を配付し、緊急時には救急隊員が福祉票を活用できるように対策を講じ、安心した日常生活の確保に努めます。

(7) オレンジカフェ（認知症カフェ）支援活動

認知症の人やその家族、専門家、地域住民が集う場を提供し、互いの交流や情報交換を目的とするオレンジカフェ（認知症カフェ）の設置を福祉団体や福祉施設等に働きかけ、企画立案・運営等を支援する事業の検討を進めます。

(8) 買い物・お出かけ支援事業

①買い物支援事業

買い物が困難な地域のひとり暮らし高齢者等を対象に、本会及びこの事業に協賛する社会福祉法人等が所有する車輛を利用して、大型店舗等での買い物支援を行います。

②お出かけ支援事業

「80代の老親と50代のひきこもりの子」のいる世帯のひきこもりの子を対象に、社会参加と社会復帰ができるよう、生活困窮者自立支援事業等を活用し、外出支援を行います。

基本目標 2 福祉の心を育む人づくり

(1) 社会福祉大会の開催

社会福祉に貢献のあった人達を表彰し感謝の意を表する大会とし、福祉活動の普及・推進のための講演等を実施し、福祉の啓蒙を図ります。

(2) ふれあい福祉まつり in 北斗の開催

福祉の様々な取り組みなどを楽しみながら学ぶ機会として、市内外の福祉関係者等が一堂に会し、福祉の啓蒙を図ります。

(3) ふれあい広場の開催

障がい者と地域住民とのふれあいと交流を図るための法人（施設）主催の事業に対し、本会が共催事業として参加し、その法人との連携を図ります。

(4) 社協だより発行

社協の事業や福祉団体等の活動を理解していただくための啓蒙活動として、「社協だより」を年4回発行し、町内会の協力を得て全戸配布します。

(5) 福祉講座の開催

テーマを限定した中で、より専門的な福祉を学ぶ機会として福祉講座を実施します。

(6) ボランティア体験講座の開催

施設の慰問等を通して、子ども達のボランティア体験の場を設定します。

(7) 市民活動サポートセンター事業

高齢者等の生活支援や地域づくりを主な目的として活動する個人又は団体を支援するとともに、ボランティアの提供会員と依頼会員を登録し、それぞれの会員同士による相互援護活動を支援し、併せて本会が実施する各種事業の協力員等の人材育成を図ります。

(8) ボランティア連絡協議会活動支援

市内のボランティア団体等が加盟する連絡協議会の事務局業務を担い、各種事業の運営を支援するとともに、ボランティア活動費を助成します。

(9) 母子寡婦会活動支援

母子寡婦会の事務局業務を担い、各種事業の運営を支援するとともに、活動費を助成します。

(10) 老人クラブ連合会活動支援

老人クラブ連合会の事務局業務を担い、各種事業の運営を支援するとともに、活動費を助成します。

(11) 身体障害者福祉協会活動支援

身体障害者福祉協会の事務局業務を担い、各種事業の運営を支援するとともに、活動費を助成します。

(12) 遺族会活動支援

遺族会の事務局業務を担い、各種事業の運営を支援するとともに、活動費を助成します。

(13) 戦没者慰霊会

戦没者慰霊会の事務局業務を担い、慰霊祭を実施します。

(14) ボランティア団体活動支援

ボランティア活動を行う高校及び団体に対し、活動費を助成します。

(15) 地域福祉・ボランティア活動推進助成事業

地域づくり活動や福祉教育活動等に取り組む団体・学校等に対し、活動費を助成します。

基本目標 3 安心して暮らせる福祉のまちづくり

(1) 居宅介護支援事業

ケアマネジャーを配置し、居宅における介護サービス計画（ケアプラン）の作成及び介護支援を実施します。

(2) 訪問介護事業

居宅における介護（介護保険、自立支援）のため、ヘルパーを派遣し、生活援助や身体介護等を実施します。

(3) 軽度生活援助事業（市委託事業）

在宅のひとり暮らし高齢者等が自立生活の継続とともに、要介護状態への進行を防止するため、軽易な日常生活上の援助を行うヘルパーを派遣します。

(4) 生活管理指導員派遣事業（市委託事業）

基本的な生活習慣が欠如しているなど、社会適応が困難な高齢者に対して、要介護状態への進行を防止するため、ヘルパーを派遣します。

(5) 生活支援サービス事業

高齢者自身の豊富な経験や知識、特技などを活かした生活支援サービスを、生活支援コーディネーターとともに開発し、ボランティアの育成と活動支援の実施に向けて体制整備を進めます。

(6) 除雪サービス事業

① 除雪サービス（市委託事業）

市が決定した除雪サービス対象者にかかる除雪費用を各町内会等に支出します。

② 情報提供

市の委託事業の対象外である、屋根の雪下ろしや排雪等の実施業者の情報を市民に提供します。

(7) 食の自立支援事業（配食サービス事業）（市委託事業）

市が決定した配食サービス利用者に対して食事を提供します。（調理・配達は社会福祉法人に委託）

(8) 法外介護サービス事業

介護保険や自立支援等では対応できない介護サービス等を実施します。

(9) 家族介護者交流事業（市委託事業）

重度の居宅介護を行っている家族に対して、介護から一時的に開放し、心身の元気回復を図るため、介護者相互の交流を実施します。

(10) 認知症対策

① 市が実施する「認知症初期集中チーム」に本会職員を参加させ、認知症対策に取り組みます。（市委託事業）

② 「ほくと市認知症の人と家族の会」の事務局業務を担い、認知症の人とその家族への支援と福祉の向上に努めます。

(11) 移動支援事業（市委託事業）

屋外での移動が困難な障がい者に対して、社会生活上必要不可欠な外出の際の移動の支援を行うため、ヘルパーを派遣します。

(12) 外出支援サービス事業（市委託事業）

交通機関の利用困難者に対して、医療機関による検査などの際に、移送用車両により送迎を行います。

(13) 福祉有償運送事業

介護を必要とする人の通院等にかかる移送サービスを実施します。

(14) 福祉機器貸出し事業

譲り受けた車いすや介護ベッド等を公的サービスの利用が困難な人に一時的に貸し出します。

(15) ファミリー・サポート・センター事業（市委託事業）

子育ての支援を受けたい人（依頼会員）と子育ての援助を行いたい人（提供会員）、その両方を兼ねる人（両方会員）が会員登録し、それぞれの会員同士による子育ての相互援助活動を支援します。

(16) 養育訪問支援事業（市委託事業）

「保護者の養育を支援することが必要な児童」、「保護者に監護させることが不適切と認められる児童」及び「保護者、又は出産後の養育について出産前に支援が必要と認められる妊婦」に対し、養育が適切に行われるように養育相談や指導、助言を実施します。

(17) 産前産後支援ヘルパー派遣事業（市委託事業）

産前・産後のため家事や育児が困難な家庭に、子育て支援ヘルパーを派遣します。

(18) おもちゃサロン（あそ BiBa）事業

年齢に応じた遊び方やおもちゃ遊びを通じた健全育成を目的に、安心して遊ぶことのできる場や保護者の息抜きの場を提供するとともに、保育士等による相談支援を実施します。

(19) 日常生活自立支援事業

日常生活に支障をきたしている人に対して、生活支援員を配置し、生活支援を行います。

(20) 法人後見事業

身寄りがなく、後見人への報酬を支払う資力のない市民への法人後見を受任し、生活の支援を行います。

(21) 心配ごと相談所開設

本会事務所において、心配ごとなどの「よろず相談所」を通年開設します。

(22) 生活困窮者自立支援事業（市委託事業）

本会内に北斗市生活相談支援センターを設置し、生活困窮者や引きこもり、ニート、障がいなどで働くことに不安を抱えている人などに対して、地域において、自立した生活が送れるよう相談支援、就労準備支援及び家計相談支援を実施します。

(23) 生活困窮者等に対する安心サポート事業（道社協・市町村社協・道内社会福祉法人による協働事業）

生活困窮者を取り巻く環境は複雑化し、制度だけでは対応しきれない“制度の狭間”にある人に対し、次の事業を実施します。

▷ 相談支援事業

制度の狭間の生活困窮などの課題を抱える人に対し、自立相談支援機関等と連携し、既存の制度や機関につないだり、経済的援助事業による給付により、自立につなげる相談支援を行います。

▷ 経済的援助事業

既存の制度やサービスによる支援が受けられず、緊急性を要する生活困窮状態にあり、援助の実施により一定の生活の安定が見込める場合に、経済的援助を現物給付で行います。

(24) 生活福祉資金貸付

道社協からの事務委託により、離職者や低所得者にかかる生活資金の貸付相談、申請、生活支援、返済等にかかる業務を行います。

(25) 生活応急資金貸付

一時的な困窮者の生活に必要な資金の貸付を行います。

(26) 地域包括支援センター運営事業（市委託事業）

包括的支援業務として、高齢者の総合相談窓口、虐待対応など困難事例の対応等にあたるとともに、介護の要支援認定者等にかかる介護計画作成・支援業務を行います。

(27) 生活支援体制整備事業（市委託事業）

介護保険制度の総合事業の推進による地域の資源の開発や多様な主体のネットワーク化等を図るため、本会内に生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、生活支援サービス等の基盤整備を図ります。

(28) 災害ボランティア活動の強化

災害時に備え、災害ボランティア活動が円滑に進められるよう、職員研修の強化と市民講座を開催します。

基本目標 4 組織体制の強化と基盤づくり

(1) 安定的財源の確保

本会がさらなる発展を遂げるために、次の事業等を展開し財源の確保に努めます。

- ▷ 市民から本会が評価されるよう、地域住民のための事業を展開します。
- ▷ 独自事業から市の委託事業に発展するよう、広域的又は市民協働による事業に取り組みます。
- ▷ 市からの委託事業を積極的に受託します。

(2) 保健センター指定管理（市委託事業）

市から次の保健センターの指定管理者指定を受けて、センターの貸出業務・施設管理を実施し、併せて本会事務所の確保に努めます。

- ▷ 北斗市保健センター（本部事務所）
- ▷ せせらぎ保健センター（支部事務所）

(3) 社協会員増強運動

市民や企業等の社協会員の増員を図るための活動を実施します。

(4) 役職員の研修強化

本会の運営力・経営力の向上を図るため、社協役職員研修等の充実に努めます。

(5) 職員の研修強化

新たな福祉課題に対応していくため、職員の資質の向上と意識改革を目指し、各種研修・講習等に積極的に参加させ、人材の育成に取り組みます。

(6) 福祉人材の確保

本会の経営する訪問介護事業所等が実施する公的・制度外の福祉サービスの人材を確保するため、職業的従事者のみならず、ボランティアまで含めた、福祉サービス・活動を担う質の高い人材の育成に努め、働きやすい環境づくりを進めます。

(7) 事務局体制の強化

市民協働による地域づくりに重点を置き、地域福祉推進部門の強化を図ります。

(8) 福祉懇談会

行政と福祉団体・関係機関等が互いに地域福祉について語り合うための場を設定し福祉懇談会を実施します。

(9) 北斗市共同募金委員会事務局

共同募金委員会の事務局業務を担い、赤い羽根共同募金運動や歳末たすけあい募金運動を実施します。

(10) 赤い羽根共同募金活動

- ▷ 募金活動として、戸別募金、企業募金、職域・学校募金、街頭募金活動等の運動の充実を図ります。
- ▷ 赤い羽根共同募金の基本的なしくみ等について、広く市民に周知を図るため、社協だよりや本会ホームページ等を利用して広報活動を実施します。
- ▷ 本会独自の寄附金付きピンバッチを製作して募金活動を実施します。

(11) 歳末助け合い募金活動

町内会の協力を得て戸別募金を中心とした募金活動を実施します。

(12) 包括的相談支援体制の整備

「地域共生社会の実現」のための体制づくりとして、本会が受託している「生活困窮者自立支援事業」及び「地域包括支援センター運営事業」の連携強化を図り、市内にある相談・支援機関とのネットワークにより、総合相談体制の構築に取り組めます。

(13) 市民活動サポートセンター事業（一部再掲）

市民協働による「地域づくり」を目的として市民活動サポートセンターを設置し、高齢者等の生活支援や地域づくりを主な目的として活動する個人又は団体を支え、協働による「地域づくり」を推進します。

また、災害時には「災害ボランティアセンター」としての機能を果たすため、災害救援活動の体制整備に取り組めます。

(14) 地域共生社会の実現のための支援の充実

本会が実施する、高齢者、障がい児者及び子育て家庭への福祉サービスを核に、「地域共生社会の実現」の生活支援体制づくりに取り組めます。

(15) 地域づくりのための活動基盤の整備

地域住民が主体となって互いに支え合える地域づくりに取り組むことができるよう、地域の実情に応じて小学校区などを単位に、「校区福祉委員会」などの地域福祉推進のための組織づくりに取り組めます。